

久留米市空き家活用リフォーム助成事業 補助金「チェックリスト」

<交付申請時>

申請者 チェック	必 要 書 類	備 考
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書	市の様式
<input type="checkbox"/>	市税に滞納がないことの証明書（市内に住民登録を有する場合）	
<input type="checkbox"/>	補助対象空き家の不動産登記事項証明書等	
<input type="checkbox"/>	リフォームに係る見積書（工事内訳が記載された書類等）の写し	
<input type="checkbox"/>	補助金算定表	市の様式
<input type="checkbox"/>	リフォーム部分の施工前の写真	
<input type="checkbox"/>	リフォームを行う住宅の位置図（住宅地図の写しで可）	
<input type="checkbox"/>	委任状（代理申請の場合）	市の様式
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本（3親等以内の親族が所有または居住する場合）	
<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票の写し（対象空き家に居住している場合）	
<input type="checkbox"/>	補助対象空き家の売買契約書の写し（前所有者が申請する場合）	
<input type="checkbox"/>	リフォーム事業者が市内に事業所を有することを示す書類 （※見積書等で確認できる場合は不要）	
<input type="checkbox"/>	1年以上空き家であることを示す書類（水道・電気の閉栓を行った書類等）	
<input type="checkbox"/>	<p>その他参考となる書類</p> <p>◇ 性能・機能比較表 対象となる工事項目 ・ 開口部の断熱改修（内窓の設置を除く） ・ 省エネルギー等設備機器の設置 ・ 床材等の変更 ・ 屋根の改修工事 ・ 外壁の改修工事</p> <p>◇ 製品カタログ、又はメーカー発行の性能証明書等 （補助金対象工事一覧に定める性能を有していることがわかるもの） 対象となる工事項目 ・ 開口部の断熱改修（内窓の設置を除く） ・ 天井（屋根含む）、床、壁の断熱改修 ・ 省エネルギー等設備機器の設置（型番を記したもの） ・ 従来よりまたぎの低い浴槽への変更 ・ 屋根の改修工事 ・ 外壁の改修工事</p>	

※その他注意事項

- 補助要件等の確認を行いますので、申請前に事前相談をお願いします。
- 申請書は、市役所13階住宅政策課にご持参ください。
- 申請は、必ず工事着工前に行ってください。交付決定前に着工したものは補助の対象になりません。
- 交付決定に4週間程度時間がかかりますので、着工日は時間的余裕を持って設定してください。
- 書類に不備がある場合は、受付いたしません。
- 申請書一式に本チェックリストを添えて提出ください。
- 実績報告時の書類に押印する印鑑は、今回の交付申請書類と同じものを使用してください。